

万葉書簡の風格と文芸性

服 部 嘉 香

日本最古の書簡としては、雄略天皇が宋の順帝へ送られた国書（西曆四〇）があり、次いで推古天皇が隋の煬帝に遣わされた二通の国書（六〇・六〇）が挙げられる。しかし、どちらも国際公文書であ

って、私用ではない。書簡といえ、社交もしくは達用のために往返する個人の私信を意味するのが普通であるから、ここには問題外としておく。この外、最古の私信を探してみると、正倉院文書の中にある二通の万葉仮名で書かれた国文書簡があるが、年代は、『万葉集』の最終作品と期を同じうする天平宝字三年（七五九）であって、最古とはいい難く、この形式のものはこの二例を伝存するのみであって、先行も後続もないので、歴史的意義は完全ではない。やはり最古の日本書簡としては、風格もあり、文芸性もある豪勢な一群の万葉書簡であろう。ここに万葉書簡というのは、歌の序詞とした尺牘体の書簡文十六篇と、数篇の詩書簡・歌書簡をいうのであるが、巻第五に八篇、巻第十七に六篇、巻第十八に同じく六篇、合計二十篇が数えられる。この外、相聞歌・贈答歌・雑歌などで消息・書簡に外ならんものが夥しくあるが、一々を挙げる煩を省くとして、この二十篇は、用途からいえばかなり多方面にわたっているし、書簡

現象としては多くの発生的事実を含んでいるにも拘らず、従来、書簡だけを対象とした研究・鑑賞の例を見ないので、万葉書簡と呼ぶその本体・範囲も明きらかにされていないのであるが、仮に内容に応じた名称を与え、それぞれに番号を附け、一覧書としてみると、次のようになる。

- (一) 弔問礼状——大伴旅人より某へ。書簡「禍故重疊」云々。歌「世の中は」(七五三)。万葉作品の数字は『国歌大観』に拠る。
- (二) 弔問状——山上憶良より旅人へ。書簡「蓋聞。四生起滅」云々。漢詩。長歌(七九四)。反歌五首(九五五—九六一)。
- (三) 来書礼状——旅人より京人某へ。京人某より旅人へ。書簡「伏辱来書」云々。歌、旅人二首(二〇六—二〇七)、京人二首(二〇八—二〇九)。
- (四) 贈倭琴状——旅人より藤原房前へ。書簡「此琴夢化娘子曰。」云々。歌、琴の化身一首(八二〇)、旅人(八二二)。
- (五) 倭琴礼状——房前より旅人へ。書簡「跪承芳音」云々。歌「言問はぬ」(八二三)。
- (六) 松浦歌信——旅人より吉田連直へ。書簡「今次暫往松浦之巢」云々。歌、旅人・娘子(八五—八六)。
- (七) 歌信礼状——宜より旅人へ。書簡「直啓」云々。歌(八六)。

万葉書簡の風格と文芸性

(八) 遣懷狀——憶良より旅人へ。書簡「憶良誠惶頓首」云々。

歌(六六—八七)

(九) 枉疾狀——大伴家持より大伴池主へ。書簡「忽沈枉疾」云々。

歌(三九六・三九七)

(一〇) 藤錦狀——池主より家持へ。書簡「忽辱芳音」云々。歌(三九六・三九七)

歌(三九六・三九七)

(一一) 山柿狀——家持より池主へ。書簡「含弘之道」云々。長歌(三九六)

歌(三九六)

(一二) 暮春狀——池主より家持へ。書簡「上巳名辰」云々。漢詩。

詩。

(一三) 山柿返狀——池主より家持へ。書簡「昨日述短懷」云々。長歌(三九七)

歌(三九七)

(一四) 累信謝狀——家持より池主へ。書簡「昨暮來使」云々。漢詩。歌(三九七)

歌(三九七)

(一五) 望北恋緒狀——池主より家持へ。書簡「以今月十四日」云々。歌(四〇一—四〇五)

歌(四〇一—四〇五)

(一六) 歌書簡返狀——書簡なし。脱落か。歌(四〇六—四〇九)

歌(四〇六—四〇九)

(一七) 遠情歌——坂上郎女より家持へ。書簡なし。歌(四〇〇・四〇一)

歌(四〇〇・四〇一)

(一八) 遠情返歌——家持より坂上郎女へ。書簡なし。歌(四〇二—四〇四)

歌(四〇二—四〇四)

(一九) 針袋戲書簡——池主より家持へ。書簡「忽辱恩賜」云々。歌(四二六—四三三)

(二〇) 針袋戲書簡第二信——池主より家持へ。書簡「依迎駅使事」云々。歌(四三三—四三三)

以上、万葉書簡と認め得られるものを、執筆者の面から数えると、発信者となった者、大伴旅人4、山上憶良2、奈良人(京人)某1、藤原房前1、吉田宜1、大伴家持5、大伴池主6、坂上郎女1、の八人、受信者は、旅人5、某1、奈良人1、房前1、宜1、家持7、池主4、坂上郎女1、の八人で、発受の回数は二十一回となり、二十篇を一つ超過するが、第三の来書札状の発信者に未詳の点があるがための重複で、計算の誤ではない。以上、万葉書簡の全部について、用途・内容・文体・用語などについて検討することは不可能であるが、一とわたり内容を説明し、その二・三について私見を述べてみたい。

二

第一例「弔問札状」は、旅人が太宰帥在任中に妻大伴郎女の死に遭い、弔問を受けた時の札状である。受信者は誰とも不明であるが、文中「俱依詞君大助。」とあるので、二人連名だと分かる。

第二例「弔問状」は、同じ不幸について、筑前守だった山上憶良から旅人へ送った弔慰状で、かなり長文の書簡体の序と、漢詩一首、長歌一首、短歌五首を以てした鄭重なもので、詩友ではあるが、旅人は太宰の帥、憶良は筑前の国守、官位大いに劣っているために、礼差を正しうしたのである。

第三例「来書札状」は、旅人からの来信に対する京人(奈良の人)某の札状といわれるものであるが、文対歌、歌対歌の発受者に

ついで未解決の問題が残っている。

第四例にもいろいろ問題がある。まず全文を挙げてみる。(歌以外は漢文。訓読は窪田空穂氏の『万葉集評釈』に従つておく。)

(四) 贈倭琴状(大伴族人)

大伴淡等漢状

梧桐の日本琴一面(対馬結石山の孫枝なり)

此の琴、夢に娘子になりて曰く、余、根を遙き鳥の嶽き巒に託せ、髯を九陽の休き光に啼す。長く煙霞を帯びて、山川の阿に逍遙び、遠く風波を望みて、雁木の園に出で入りき。唯恐らくは百年の後、空しく溝壑に朽ちなむことを。たまたま良き匠に遭ひて、削りて小琴に為らる。質塵く、音少きを願みず。恆に君子の左琴とならむことを希ふと。即ち歌ひて曰く、

如何にあらむ日の時にかも声知らむ人の膝の上吾が枕かむ

僕、報ふる詩詠に曰く、

言問はぬ木にはありともうるはしき君が手慣れの琴にしあるべし

琴の娘子答へて曰く、敬ひて德音を奉りぬ、幸甚幸甚といへり。片時にして覺きて即ち夢の言に感け、慨然て黙止をることを得ず。故、公使に附けて、聊か以ちて進御るのみ。謹みて状す。具らず。

天平元年十月七日 使に附けて進上る。

謹みて通はず、中衛高明閣下 謹空。

旅人は、天平二年(三三〇)の暮に、任解けて帰都したので、元年十月はまた大宰帥として在府中であつた。その前年の神龜五年

万葉書簡の風格と文芸性

(三六)には妻の坂上郎女に死別し、都恋ひしきの歌も少なくないが、また、梅を愛し、酒を讀え、心を神仙の境に遊ばせて、風流を以てみずから慰めてもいた。中衛府の大將藤原房前は贈太政大臣、藤原北家の祖として知られている。旅人はその人へ倭琴を贈らうとして、この神仙譚を書いた。この琴が夢に少女となって、常に君子の座辺にあって愛用されたいといっています。いつの日に琴に精しい人の膝に枕することができましようか、と歌に託して少女がいますので、自分も歌で、物言わぬ木でも、今、差上げようとしている相手の方は実に立派なお方で、そなたはそのお方の手慣れの琴となるでしょう、と答えておきました。少女はひどく喜びましたが、こういういわれのある琴ですから、どうぞお納め下さい、——というのが大意である。

この書簡として書かれた部分について目立つところを拾つて行くと、日本書簡の発生期における各種の書簡現象や社会の風習が解るのである。第一に、進物を粗品とせず、佳品として披露しているのは、当時の風習の然らしめたことではあるが、また、おわらかな、まことの理念に生きていた上代人の心理からのことであり、第二に、佳品であることをあからさまにいわず、間接に匂わしている点も奥ゆかしいのであるが、それに二つの方法が用いられ、一つは、琴が夢に少女となつて物語をするという神仙譚を作為して、間接に、しかし却つて力強く相手に感じさせており、一つは、良匠によつて造られたものであること、夢の少女が、貴殿のような君子の膝に抱かれたらいいということなどを伝えて、やはり間接に、貴殿にふさわしい逸品であると匂わしているのである。第三

に、書簡の用語が華美・鮮麗で、それを以て相手への儀礼としている。漢文体を用いたのも、それが礼儀正しいことであり、そうする以上、できるだけ美辞・麗句を用いるのが文の品格を高めるゆえんだと考えたのである。第四に、和歌を添えて尺牘文の固きを和らげていること。「添える」というより「を以て」であろうが、書簡は贈遺状で、琴を贈るといふ挨拶は尺牘文の中に尽くしているので、用件を達するだけのことならば歌は省いてもいいわけであるが、しかし、それができないところに万葉歌人としての面目があった。歌を添えるのは風雅の道を以て和らげることになると同時に、風雅の道を以てすることがまた礼儀正しいことになるのであって、文芸的な取扱と風格がここに見られるのである。第五は、書札礼の上からいって、特に鄭重な取扱をしていること。冒頭に署名を「大伴淡等謹状」と置いて頭語（起筆の挨拶）とし、結語（書留の挨拶）を「謹みて状す、具らず」として書き収め、日附に年月日の三項を書き、充名（宛名）、敬称の外に謹空（以下余白の義）までを入れ、充名に本姓名を書かず、役職名を以てするという丁寧な行き方をした。「高明」は高識、明智の義で、相手の徳を讃えての尊称（窪田空穂氏に拠る）。自称には旅人を「淡等」としたのは風雅の処置に外ならないが、こういう風雅の道と礼儀正しさを一つにしてゐるのは、万葉書簡の大きな特色の一つで、書簡というよりも文学として珍重されるゆえんである。第六に、日本琴を託した使のことを明示していて、当時の配達方法の一つが明らかなにされているのは、書簡史上の好資料として注目される。この前後、往信には「故、公使に附けて」とあり、返信（次項）には「還る使大

監に附けて」とある。公用を帯びて太宰府から都へ行った使を私用に使うのは妥当でないように思われるが、当時は、私用の定期便・不定期便のようなものがほとんどなかったもので、こういうことも許されたのであるうし、殊に旅人が太宰府の長官であるので、往復共に可能であったものと思われる。第七に、贈呈の品が日本琴であることに時代相が描き出されていること。この日本琴は、神楽や雅楽に用いる東琴の類であつたろう。和琴とも、倭琴などとも呼ばれた。「源氏物語」の「常夏」の帖に、「あづまごとこそ名も立ちくだりたるやうなれど」とあるのは、唐好みの人には、名まで品下つたかに聞こえるが、という意味であろうが、つづけて、「御前の御遊びにも、まつ書司（女官）を召すは、人の国は知らず、こはこれを物の親としたるにこそあめれ。」とあって、わが国では倭琴を諸楽器の親としてゐることをいっている。旅人の日本琴もそれであるう。源氏は、なお倭琴についていう、「和琴と、はかなう見せて際もなくじおきたることなり。ひろく異国のことを知らぬ女のためとなむ覚ゆる。同じくは、心とどめて物などに掻き合はせて習ひ給へ。深き心とて、何ばかりもあらずながら、また、まことに弾き得ることは難きにやあらむ。ただ今は、この内の大臣にならずふ人なりかし。ただはかなき同じ清掻の音によろづの物の音こもり通ひて、いふ方もなくひびきのばれ。」と玉鬘に話しかけているが、平安男性として何でも心得ているとしての説法でもあるし、十一世紀早々、中国は宋の時代に入っており、遣唐使も停止された後のことで、わが国に国粹主義的傾向が萌して来た当時の時代相を知る上からも、注目していい一節である。同時に、万葉時代にもすでに国粹

主義的思慮ないし中国文化に対する対抗意識があったことも思いやられるのであって、旅人のこの書簡は、そういう面からも注意しておく必要があると思う。

この旅人の書簡に対する房前の返信が、第五例「倭琴礼状」である。旅人の文芸性豊かな神仙譚に対して、房前は普通の礼状として書いているが、返歌はさすがに急所を生かして、衷心からの感謝を披瀝している。旅人は文主歌徒書簡、房前のは歌主文徒書簡で、その対照ははっきりしている、

(五) 倭琴礼状 (藤原房前)

跪きて芳音を承る。嘉懼交深し。乃ち知りぬ、龍門の恩、復
蓬身の上に厚きことを。恋望の殊念、常心に百倍せり。謹みて
白雲の什に和へて、以ちて野鄙の歌を奏す。房前謹みて状す。

(原漢文)

言問はぬ木にもありとも吾が背子が手慣の御琴池に置かめや
も

十一月八日還る使大監に附く。

謹みて尊門に通ず 記室

急所というのは、「手慣の琴」である。旅人が房前のような立派な人の手慣れの琴にふさわしいものを贈るといっていつて来たのに対し、房前は、それを、貴殿が手に慣らされた大切な琴を頂いてあげたいという風に生かしているのである。日附の下の書入れて、帰府する使が大監であることが分かり、それは、歌人で、後に筑紫副将軍、豊前守などを歴任した大伴百代であることが知られる。大監は太宰府の役職名で、正六位下相当官で官位も低く、旅人の部下

万葉書簡の風格と文芸性

であり、一族でもあるので、既述の理由の外に、旅人としては頼み易かったでもあろう。「記室」は書記室のこと、「侍史」、「侍曹」の意で、脇付であるが、右手の下に書くのが平安朝末ぐらいまでの書式であった。

第六例「松浦歌信」は、旅人が職務のために九州全域を巡察した途すがら、肥前松浦河の佳景に接し、折から少女達が年魚を釣しているのを見て、例の神仙趣味から一場の伝奇物語を作り上げ、感興の限りを文と歌で吉田宜に送ったものである。「文選」を参考とした四六駢體体の名文である。旅人六十六歳、死の前年に当たるが、若々しさを失っていない。

第七例「歌信礼状」はその礼状である。宜は僧で、惠俊といっていたが、学才・文才に長け、文武天皇の四年(590)に刺命によって還俗、聖武天皇の神龜元年(724)に吉田連の姓を賜わった。この礼状の序も四六体の名文、歌も秀歌である。

第八例「遺懐状」は、憶良が旅人の松浦河遊行のことを伝聞して、羨みの情を報じた書簡と歌であるが、名文・秀歌ではない。別に、旅人が大納言に任ぜられて都に還るに際して開かれた歓送の宴に憶良も同席して、祝賀の歌七首を献じているが、中に「あが主の御靈賜ひて春さらば寧楽の都に召上げ給はね」とあり、京官にお取立を願いたいと訴えて、哀れな郷愁を漏らしている。

三

第九例以下は、大伴家持と大伴池主との間に往返した書簡で、執筆者の年齢も若くなっている。天平十七年(745)悪、家持が従五位下

に叙せられ、越中守として赴任した時は二十八歳。下役に據として池主がいた。年は不明であるが、家持よりやや年長であったように思われる。同族で、詩文に長け、しばしば書簡を往復し、歌を唱和した。第九例「枉疾状」は、家持が赴任地で大病に罹り、池主に悶々の情を訴えたもので、『万葉集』には題して「悲の歌二首」とある。「越中万葉」と呼ばれる群作の一つである。

(九) 枉疾状(大伴家持)

忽ちに枉疾に沈み、旬を累ねて病苦す。百神を禱み持みて、しばらく消損ゆるを得たり。しかも由、身体疼み顛れ、筋力怯軟にして、未だ展謝に堪へず。係け恋ふこといよいよ深し。方今の春の朝の春の花、靨を春の苑に流し、春の暮の春の鶯、声を春の林に囀る。此の節候に対して琴と箏と篳篥つべし。輿に乗る感あれども、杖を策く勞に耐へず。独り帷幪の裏に臥して、聊か寸分の歌を作り、軽しく机下に奉り、玉璽を解かむことを犯す。其の詞に曰く。(原漢文)

春の花今は盛りにほふるむ折りて挿頭さむ手力もがも。

鶯の鳴き散らすらむ春の花いつしか君と手折りてかざさむ

二月廿九日 大伴宿祢家持

年は天平二十年(西暦)で、赴任後三年は経っていたが、新任地の氣候・風土になじまないところがあったであろうし、新任務の心勞も加わって、大患に罹り、病床に親しむ身となったのであろう。春は正に酣であるのに、琴も酒も用いられず、野に杖を曳くこともできず、貧しい歌を作り、お笑い仰に呈します。——歌を送るための序の言葉で、重点は歌にあるが、この文の中に「春」という字が

六ヶ所にあり、その部分が特にはでな日本式の対句となつてゐるのは、取り分け哀切の感を誘うものがあるが、歌にも、二首とも「春の花」があつて、しかとそれを挿頭にしようという、花を最もはで見せる場面を想像してあこがれてゐるのは、灰色に沈んだ心境を求める最大の救いともいべきもので、哀れである。

これに対して、第十例池主の返書がある。日附は三月二日。見舞状になるが、文中の語により「藤錦状」と名づけてみた。藤は賤民の粗衣、錦は富者の美衣。その美衣にも等しい貴翰に対して、粗衣にも劣る卑翰を以てお返事申し上げます、の意味を寓している。文は四六文ではないが、四六体を追つた名文で、「紅桃灼灼。戲蝶廻花舞。翠柳依依。嬌鶯隨葉歌。可葉哉。」の調子であるために却つて真情が十分に表われないかの感がある。

第十一例は「山柿状」。池主の見舞に対する札状で、序の書簡を置き、長歌一首、短歌三首。日附は三月三日。文中、自分の歌才を謙遜して、「幼年未だ山柿の門に逡らず。」といつてゐるので名づけた。幼時より山部赤人(もしくは山上憶良。)や柿本人麿のような達人に教を受けなかつたことをいふのである。長歌を入れたのは、書簡の文面では、表わし切れない深甚の感謝を伝えようとしたためで、実用本位でも差支ない札状を文学にまで高めたことになる。見事な名作で、「越中万葉」中、書簡史的に見て、特に注目すべきものの一つである。

第十二例の「暮春状」は、池主が家持の山柿状を見ないうちに出した見舞状である。珍しく漢詩を以てしている。日附は三月四日。題して「晚春遊覽の詩一首並に序」とある。

第十三例「山柵返信」はやはり池主の作。序と長歌と短歌で一通の書状としているのは、家持の書状の、文には文を以て答え、長歌には長歌を以て和し、短歌には短歌を以て応じたからで、事を苟もしない、礼儀正しい行き方であるし、家持の山柵の謙遜に對しては、「山柵の歌泉、此に比ぶるに蔑きが如し。」——山部赤人、柿本人麿の歌才も、貴殿に較べては無に等しい、と賞揚している。

第十四例の「累信謝状」は、十二・三例への家持の返信である。書簡發生期において返信についての儀礼を教え、そのからまりを見せたところがあるので、書簡の部分を書挙げてみる。

(一四) 累信謝状 (大伴家持)

昨暮の來使は、幸に晚春遊覽の詩を垂れ、今朝の累信は、辱く相招望野の歌を賜ふ。一たび玉鬘を見て稍鬱結を写し、二たび秀句を吟じて、已に愁緒を觸く。此の眺衞にあらざるは、孰か能く心を暢べむ。但、走、冥性彫り難く、闇神驚くこと靡し。翰を握りて毫を齧し、研に對ひて渴くことを忘る。終日流を目して、綴れども能はず。所謂文章は天骨にして、習ひて得ず。豈字を探り、韻を勸して、雅篇に叶和するに堪へめや。抑も歸里の小兒に聞かくは、百人言に聞いずといふこと無しといへり。聊か拙詠を裁り、敬みて解臥に擬す。如今言を賦し、韻を勸し、斯の雅作の篇に同するは、豈石を將て璣に聞へ、声に唱ひ曲に遊ぶに殊ならめや。抑も小兒の流りに誦ふに譬ふ。敬みて葉端に写し、式らて乱に擬へて曰く、(願懐文)

以下、漢詩一首、短歌二首。終を「三月五日大伴宿禰家持病に臥して作れる。」と結んでゐる。「葉端」は紙の端。書簡の趣意は、

池主の詩を謝し、讀え、自分の不文を恥ぢながらも、漢詩に對して漢詩を以てする礼儀は怠れないので、拙作ながら、紙の端に書いていいほどの漢詩まがいのものをお送りします。というのであるが、ここに文房具のことが出てゐるのが、わたくしには注目されるのである。

まず「翰を握りて毫を齧し」がある。「翰」は筆、「毫」は毛の筋。筆を執つても、詩文を書くでもなく墨をつけたままなので、筆の穂を齧らせる、の意。「研に對ひて渴くことを忘る。」は、硯に向かつてゐるばかりで想もまとまらず、墨を齧つて墨池に送つた墨汁がいつの間にか渴いてしまうのも気がつかない、の意。続く「終日流を目して、綴れども能はず。」は難解とされており、例えれば、穿田室穂氏の「評釈」にも、「流」は国司館から射水河を見やることとしては語が足りないし、唐突でもある。不明とすべきであろう、とあるが、わたくしだけの考をいえば、この「流」は「紙」の誤写ないし誤伝としたいのである。理由は、すでに筆・硯・墨(墨汁に触れているから墨のことはいふまでもない。)の三つに触れていながら、本来の用途に触れての紙を遊しているからである。ここに紙が加われば、文房四宝が揃うし、事も整つて来る。「敬みて葉端に写し」には紙に對する関心のあることは示している。單に推測だけのことで許されるならば、わたくしは試みとして紙説を主張したい。夏目漱石の「坊っちゃん」の主人公が東京のお清に手紙を書こうとして、「おれは、墨を磨つて、筆をしめして、巻紙を覗めて、——巻紙を覗めて——筆をしめして、墨を磨つて——同じ様に同遍も繰返したあと、おれには、とても手紙は書けないと諦め

て、硯の蓋をしめてしまった。」とあるのが思い出される。書簡をしたためる場合の書簡行為は、文房四宝と離れることはない。家持が池主へ返書をしたためようとした場合、明窓に淨几を据えて、まず紙を置き、硯に水を入れ、墨を磨り、筆を執り、さて、前裁に目を遣り、速く射水河のあたりを目で、ほうと一と息したぐらいのことはあったであろう。それは一度か二度、せいぜい三度。それを終日眺めていたんでは詩文の想はまとまらない。終日、紙と睨めつことをして文を綴ろうとするが、一行も書けない、というのが実景ではなかったらうか。この場合、流を見るのでは唐突になるが、紙ならば自然であり、また当然でもある。字体からいっても、楷書で書かれた原本の字が磨滅に近い状態になっていたり、正倉院御物の万葉仮名書簡のような行書・草書体であったりすると、転写の誤が絶無とはいえない。「終日目紙」——何だかこういう文獻があるかのような幻が目に浮かぶ。

家持のこの書状は、書簡の返信について二つのことを教えている。一つは、返事は必ず出すべきだということで、文中に「古人、言に酬いずということ無し。」がうまく引用されている。「詩経」に「無徳不報。無言不酬。」とあるに基づいているが、「言」は広義に解すべきで、言葉には言葉で答え、文には文を復し、詩歌には詩歌を返し、書簡には書簡を以て応ずることになる。書簡の称として、男子に「往来」、女子に「消息」というのは、往返を本位とする社交意識を含んでおり、礼節を学ぶ国民性の反映がここにある。今一つは、返事即日主義ということである。家持・池主の書簡の日附は、二月二十九日・三月二日・三日・四日・五日となっている。

る。旅人・房前の場合のように、公用の使に依託する時は、日附は使者によつて支配されるが、上代では、書簡を届けて来た使を待たせておいて返書をしたため、それに持たせて帰すのであるから、正に即時の返信である。平安朝末期に出た「明衡往来」以後、日附に「即日」、「即時」、「即刻」、「廻時」などと書くのも、これから来た習慣であるが、返事は必ず出すべきであるが、それも折返し出すべきだということをそれが教えている。

さて、第十五例「望北恋緒状」は、天平二十一年(西暦 749)三月、すでに任地の変わつていた池主が国府に近い深見の村まで行き、家持の住む北方を眺めやつて、思慕の情に堪えず、十五日附で一書・三歌を送るという内容である。中に、「生別の悲、それ復何をか言はむ。紙に臨みて懷断む。」の一節がある。前出「終日目紙」の私見を助けるものとなりはしないか。

第十六例「歌書簡返状」は、池主の恋緒状に対する旅人の返書であるが、書簡は伝わらないで、歌四首が残っている。日附は三月十六日、深見の村は所在不明であるが、日附によつて二人の間は一日の行程であったことが分かる。

第十七例は、大伴坂上郎女から家持へ送った「遠情歌」二首。第十八例は家持の「遠情返歌」三首である。坂上郎女は旅人の異母妹で、家持の叔母。旅人の死後は家持の育ての親ともなり、長女の坂上おほいづみ大嬢おほいづみをその妻としているので、縁の深い叔母・甥の関係である。常人つねびとの恋ふといふよりは余りにて我は死ぬべくなりにたらずや天さがる鄙の奴やつこに天人あめりしかく恋ひすらば生けるしるしあり一首すつに止めたが、前のは大伴坂上郎女、速く都を離れて越中

の任地に寂しくして居るであらう甥を思うその歌。後の家持で、天路遙かに隔たっている辺士の奴である私に、天の人がそんなに恋ひして下さるならば、生きがいがあります、というのである。恋人同志の恋歌以上の誇張が却って胸を打つ。

第十九例「針袋戯書簡」、第二十例「針袋戯書簡第二信」は、二つとも大伴池主の作で、これに対する家持の返信二つは、なぜか『万葉集』には省かれている。当時旅行には携えるものであった針と針袋とを家持から贈られ、諧謔を交えて心からの謝礼を述べた返信形式のものが残ったのである。

四

万葉書簡は、文体の形式の上からいえば、尺牘文である。尺牘文だから漢文で書かれていることはいうまでもないが、形は漢文でも、内容が文学となつてゐること、これは一つの風格である。その文学が、例えば「懷風藻」のような模倣文学でなく、日本人の日本文学であることは、この風格を親しく、高いものとする。万葉書簡の執筆者、旅人・憶良・房前・宜・池主・家持、みな漢詩文の教養の深い人々であるが、その教養に誇り、溺れないところに、文人・歌人としての風格を失わないでいた。さきに触れた万葉仮名の国文書簡は、『万葉集』と時期を同じうするが、それはそれで孤立していて相互影響はなく、その仮名書簡が庶民間の実用であり、万葉書簡が貴族・文人の間の、実用ではあるが、それを超えての風雅であったという点からも、互に牽引するところもなかった。しかし、一方に、万葉仮名の国文書簡が存在し、『万葉集』の歌が万葉仮名

で書かれておりながら、なぜ書簡が漢文の尺牘体であるかという点には、一考を誘うものがある。

思うに、上代の男子には、漢詩文の教養がいわゆる「才」として必須のものであったから、書簡も尺牘体に拠るべきだとする時代的要求に従ったことが一つ。彼等が、書簡往返に社交意識を根とした深いかしこまりを感じていたために、書簡礼節としては漢文で書くのが相手を敬したことになるという先入観を持っていたことが一つ。漢文で書く以上、簡を本家の中国の尺牘体に採り、特に「文選」直系の四六駢體に傾心したことが一つ。そうすることのために、誰もが、書簡を万葉仮名で国文式に工夫するなどは思いもよめなかつたことが一つ、などが数えられよう。しかし、彼等が歌人であり、文人であることによって、実用本位の書簡もその手にかかれば文学となり、社交本位の文にも豊かな情味が籠められ、漢文としての名文というよりも、その多くが文学としての名文という現象を与え、そこに、書簡行為者としての風格が見えもするのであるが、それによつて作り出される文芸性は、『万葉集』にあつては、百花満開の趣を呈していたのである。

万葉書簡の多くは、文・詩・歌にわたつて、大伴氏を名乗る人々のもので、さすがに名譽ある歌人揃いの一門だけのことはあると思わせる名品が多かつた。ただし、文からいって最高の名文家は吉田連宜である。池主も名文家ではあるが、文飾に過ぎるものがあり、旅人これに次ぎ、家持は更に劣ると見ていいであらう。針袋の戯書簡について、家持の返信二通が収載されてないのは、池主の文と比較されることを憚つたのではなからうか。

(二先ず完結)